第１回守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会

会議次第

日　時：令和７年７月２４日（木）
　　午後５時００分から
場　所：守谷中央図書館　視聴覚室

１　開　　会

２　あいさつ

３　委嘱状交付

４　協議事項

（１）部会長の選出について

（２）守谷市立小中学校適正配置基本方針について

（３）黒内小学校の適正化方策について

５　その他

６　閉　　会

概要版

資料 No. 1

守谷市立小中学校適正配置基本方針

I. 方針の策定目的と期間

・ 「守谷市立小中学校適正配置基本方針（令和 7 年度から令和 16 年度）」は、「子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する」という観点で、小中学校の適正規模を設定するとともに、「適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる」ことを目的として策定します。

II. 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の動向

・ 令和6年度守谷市児童生徒数推計における将来人口推計では、守谷市の総人口は令和 6（2024）年度に 70,616 人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和26（2046）年度時点で 64,394 人に減少することが予想されています。

・ 市立小学校の児童数は、令和 3（2021）年度の 4,252 人をピークに減少に転じており、令和 6（2024）年度では 4,131 人となっています。推計では、10 年後の令和 16（2034）年度で 3,124 人と令和 6（2024）年度比で約 24%減少する見込みとなっています。

・ 中学校の生徒数は、令和 6（2024）年度では 1,913 人と減少に転じています。推計では今後も減少傾向が続き、10 年後の令和 16（2034）年度には 1,620 人と、令和 6（2024）年度比で約 15%減少する見込みとなっています。

将来人口推計（児童数・教室数の推移）-市全体（小学校）

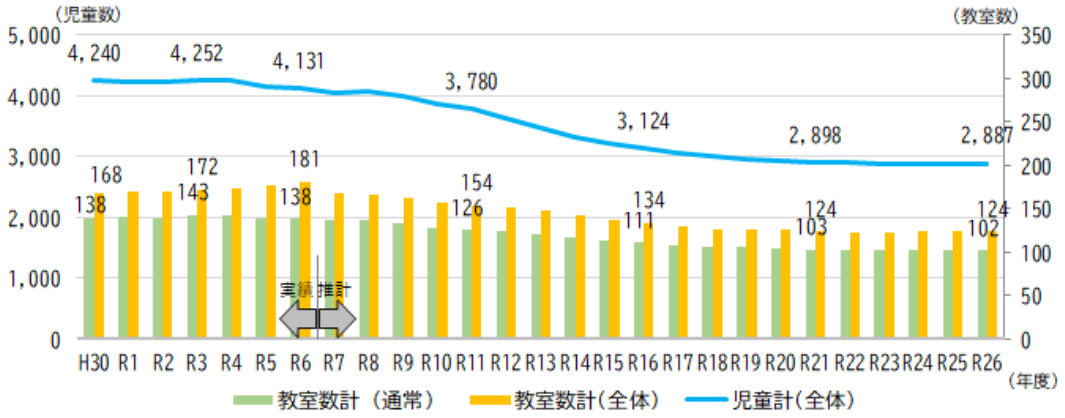

将来人口推計（児童数・教室数の推移）-市全体（中学校）

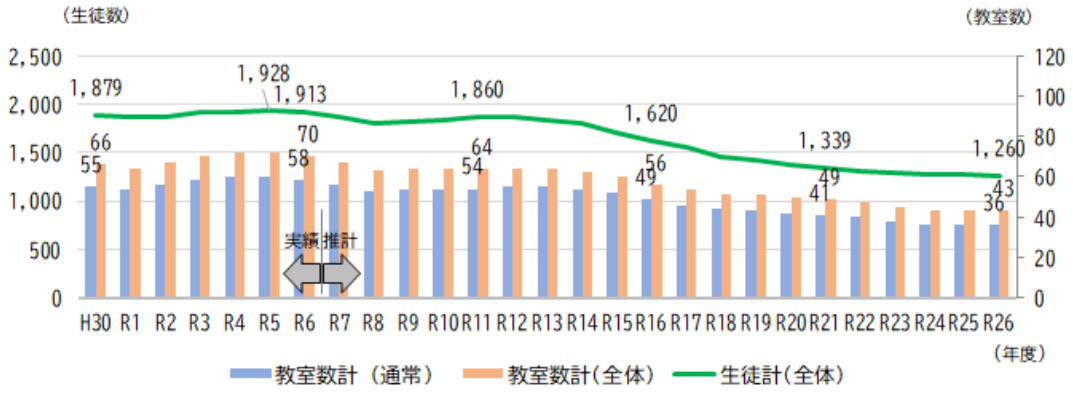

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

III. 適正規模・適正配置基本方針

1. 方針実現のための基準

（1）適正な学校規模

・ 本市においては、地域の実態や学校規模別の特性などを踏まえ、望ましい学校規模を以下のとおりに設定します。

望ましい学校規模（通常学級数）

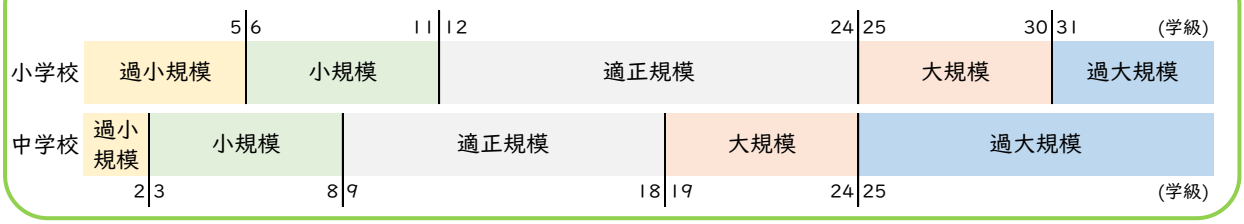

適正規模の考え方

- 適正規模の最大ラインは、市内の学校運営の現状を鑑みて、それを適切に行える範囲の学級数（小学校 24 学級、中学校 18 学級）とします。
- 適正規模の最小ラインは、全学年でクラス替えのできる規模（小学校 12 学級）とします。かつ、中学校においては免許外指導解消が可能な規模（9 学級）とします。
- 小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級が発生しない規模（単学級規模）とします。

（2）通学距離の目安

・ 本市においては、各学校の現在の設置状況、通学路の安全性や防犯性、通学時の負担軽減などを考慮し、以下のとおりに設定します。

小学校では片道おおむね 2 ㎞以内、中学校では片道おおむね 4 ㎞以内とします。

2. 学校規模の適正化方策

（1）基本的な考え方

・ 学校規模の適正化方策については、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で具体的な問題解決の検討を進めます。

・ 検討に当たっては、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮します。また、学校施設の収容能力や施設整備の状況、学校規模による運営費の是正などについても総合的に検討します。

（2）適正配置を検討する時期

・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

小規模校

10 年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

大規模校

【小学校】 10 年後に過大規模校（31 学級以上）となる水準が見込まれる場合
【中学校】 10 年後に過大規模校（25 学級以上）となる水準が見込まれる場合

（3）本市における適正配置の実施に向けて

① 過小規模校から適正規模

・ 過小規模校の課題を解決し、教育環境を整えるために、通学区域の見直しや小規模特認校制度の導入、加配職員配置等を行い、学校規模の適正化を推進します。

・ 通学区域の変更等によっても小規模校の状態が解消しない場合は、学校統合の検討を行います。学校統合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が大きいことから、理解と協力が得られるよう十分な検討の上、地域とともに慎重に協議・調整を進めていきます。

② 過大規模校から適正規模

・ 適正規模を超える見込みのある学校については、学級数の増加が 5～10 年程度の傾向である場合は特別教室や体育館の利用状況等を検証しつつ、増築や改修等により必要教室数を確保することで対応します。10 年以上にわたって適正規模を超える学級規模が継続すると見込まれる場合には、学校活動支援策を講じた上、隣接校等の児童生徒数や施設状況等を考慮しつつ、通学区域の変更を検討します。

・ これらの対応策を講じても適正規模が確保できない場合には、学校の分離・新設の検討を行います。なお、分離・新設するための予定地確保が困難な場合は、近隣校へ一部学年の分教室を設置するなど、その他の方策を柔軟に検討していきます。

3. 中学校区ごとの適正配置の方向性

（1）守谷中学校区

- 大野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- 黒内小学校については、特定地域選択制度等の効果を検証するとともに守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況も常に把握しながら、令和 6 年 3 月の答申に基づき、通学区域の変更等を検討します。
- 守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の推移を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら、教室の増築または通学区域の変更を検討します。

（2）愛宕中学校区

- 守谷小学校においては、守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況を常に把握し、学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 郷州小学校については、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。

（3）御所ケ丘中学校区

- 御所ケ丘小学校においては、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 松前台小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。

（4）けやき台中学校区

- 高野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- けやき台中学校においては、今後の学級数及び学級人数を注意深く見守り、通学区域の見直しや小規模特認校制度（※）など学校選択制度の導入等を検討していく必要があります。

※従来の通学区域は残したまま、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度

Ⅳ. 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

・ 中長期的な視点による学校規模適正化に向け、部局横断的な検討体制を構築します。
・ 取組の推進にあたっては、児童生徒数の動向など関連情報について積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方々と情報を共有します。

2. 推進体制

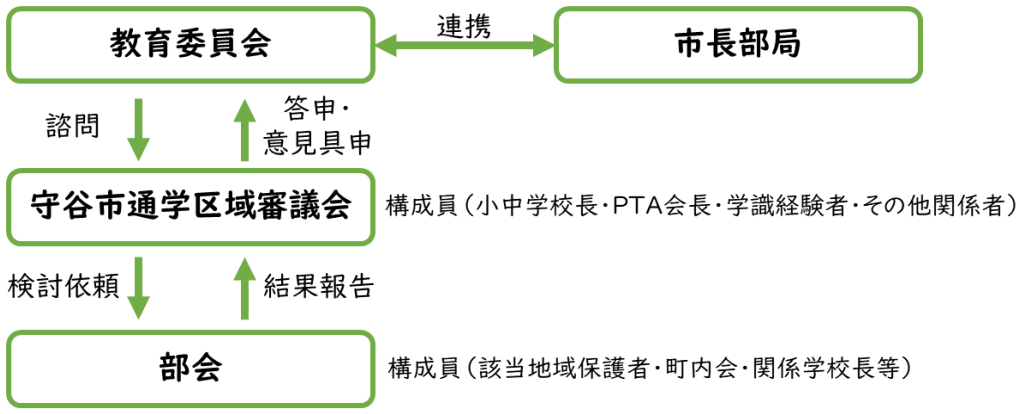

3. 留意事項

・ 適正配置の検討においては、児童・生徒への影響に最大限配慮します。
・ 地域との関わりや（避難場所など）拠点機能としての、学校の役割に配慮します。
・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、柔軟な対応を実施します。

守谷市立小中学校適正配置基本方針【概要版】
令和7年3月
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市教育委員会 学校教育課
TEL（0297）45-1111（代表）

資料 No. 2

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会　概要

（１）守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会とは

　守谷市立黒内小学校の学校規模を適正に近づけるための方策について、地域における課題等を踏まえた協議を行う機関です。

（２）主な協議事項

・黒内小学校の適正化方策に関すること
　→各制度の導入や変更、通学区域の変更による効果等を検証
・黒内小学校の通学路の安全確保に関すること
　→児童数が多いことによる危険箇所がないか等を協議
　※協議結果を「守谷市通学区域審議会」に報告します。

（３）期間

　２年間（令和７年度から令和８年度末まで）

（４）スケジュール

日付		テーマ（案）
令和７年　７月	第１回	次第のとおり
令和７年　９月	第２回	・適正化方策について
令和７年１１月	第３回	・適正化方策について
令和８年　１月	第４回	・案決定
令和８年　２月	守谷市通学区域審議会へ中間報告（事務局）	
令和８年　６月	第１回	・適正化方策について
令和８年　８月	第２回	
令和８年１０月	第３回	
令和８年１２月	守谷市通学区域審議会へ報告（事務局）	

資料 No. ３

１　守谷市立小中学校適正配置基本方針について

（１）学校規模

	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
小学校	５学級以下	６学級以上 11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下	25 学級以上 30 学級以下	31 学級以上
中学校	２学級以下	３学級以上 ８学級以下	９学級以上 18 学級以下	19 学級以上 24 学級以下	25 学級以上

（２）通学距離の目安

小学校：おおむね２キロメートル以内

中学校：おおむね４キロメートル以内

２　黒内小学校の適正化方策について

■黒内小学校の現状と課題

（１）児童数・教室数の推計（対策前）

昭和５４年の開校後、２００～３００人規模の児童数で推移してきましたが、(平成１７年度の)つくばエクスプレス開通以降、守谷駅周辺地区への人口転入に伴い、徐々に児童数が増加してきました。また、松並青葉地域の開発を契機として、現在も、児童数学級数ともに増加を続けています。

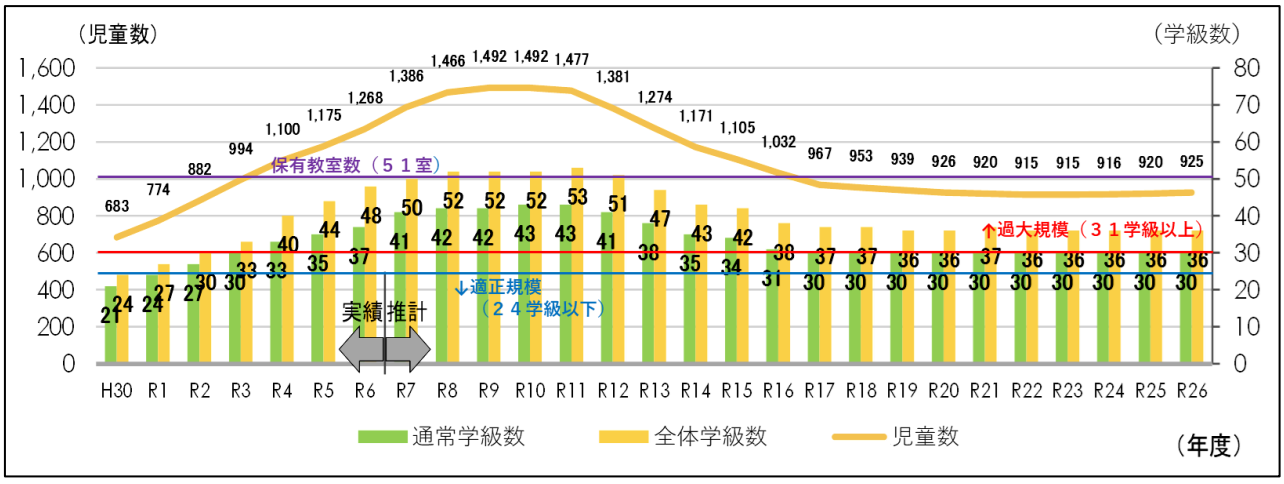

（２）過大規模対策の実施

守谷市通学区域審議会において、次の３つの対策の実施を決定しました。

ア．就学校変更基準の見直し（令和６年度）

→過大規模校（黒内小学校）の児童が、保有普通教室数に余裕がある学校への就学できるようにしました。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
大井沢小学校	0	1	0	0	0	0	1
守谷小学校	0	2	0	0	0	0	2
郷州小学校	0	0	0	2	0	0	2
松ケ丘小学校	5	4	0	0	0	0	9
計	5	7	0	2	0	0	14

イ．通学区域の見直し（令和６年度、令和７年度）

→次の地区等の就学校を変更しました。

対象区域・対象建物	変更後就学先	変更日
(仮称)新守谷駅周辺土地区画整理事業予定地	御所ケ丘小学校	令和６年４月
プライズ守谷	守谷小学校	令和６年４月
レクセルプラザ守谷　※	守谷小学校	令和７年４月
大原地区　※	御所ケ丘小学校	令和７年４月
さつき台地区　※	松ケ丘小学校	令和７年４月

※経過措置として３年間は黒内小学校を選択できます。

ウ．特定地域選択制度の導入（令和７年度）

→松並青葉地区の児童が、黒内小学校のほか御所ケ丘小学校又は郷州小学校を選択できるようにしました。御所ケ丘小学校・郷州小学校へ通学する場合はスクールバス通学としています。バス座席に空きがある場合は、北園交差点の混雑緩和等のため、国道２９４号より東側の地区の児童も制度を利用できます。

	学年	松並青葉一丁目	松並青葉二丁目	松並青葉三丁目	松並青葉四丁目	国道 294 以東	計
御所ケ丘小学校	1年	7	6	3	5	0	21
	2年	1	2	0	1	0	4
	3年	0	1	0	1	0	2
	4年	0	0	0	0	0	0
	5年	0	1	1	1	0	3
	6年	0	0	0	0	0	0
	計	8	10	4	8	0	30

	学年	松並青葉一丁目	松並青葉二丁目	松並青葉三丁目	松並青葉四丁目	国道 294 以東	計
郷州小学校	1年	2	3	8	3	0	16
	2年	1	1	2	3	0	7
	3年	0	0	0	1	0	1
	4年	0	1	1	2	1	5
	5年	0	0	0	0	0	0
	6年	0	1	0	0	0	1
	計	3	6	11	9	1	30

（３）児童数・教室数の推計（対策後）

上記「（２）」の対策を加味した場合でも、数年間は、黒内小学校の児童数及び学級数の増加が予想されます。ただし、１０年程度で通常学級数が２４学級の適正規模校になると見込んでいます。

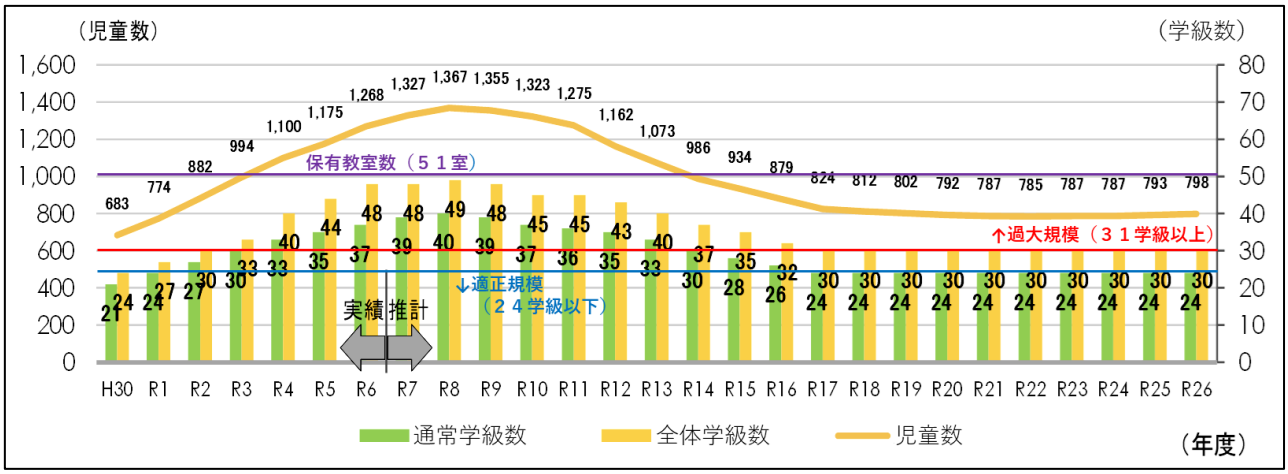

（４）課題

・適正規模になるまでに１０年程度かかる
・学校活動への影響の緩和に時間を要する

■自治会・町内会別児童数

令和７年度

行政区	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
旭町	0	0	2	0	0	1	3
清水	１１	１２	１７	２０	１２	２５	９７
岩町	3	8	7	１０	9	6	４３
岩東町会	2	3	0	5	2	3	１５
原	8	１６	１８	２０	１６	１８	９６
原本町	1	2	2	0	3	0	8
北園	2	4	4	3	2	2	１７
土塔本町	4	0	4	1	3	5	１７
土塔新山	5	１３	5	8	6	7	４４
土塔中央	2	3	2	1	0	2	１０
ひがし野一丁目	1	3	4	6	1	0	１５
ひがし野四丁目	3	7	3	2	7	5	２７
松並青葉一丁目	６０	６３	６５	５０	４５	４１	３２４
松並青葉二丁目	３９	５０	５１	４６	４８	２２	２５６
松並青葉三丁目	１２	３０	１３	１３	１０	１６	９４
松並青葉四丁目	6	9	１０	１３	１４	8	６０

中央一丁目	１１	１２	８	１５	１２	１８	７６
中央四丁目	１	２	５	４	１	６	１９
下ケ戸	０	２	０	１	２	１	６
前川	０	０	０	０	０	０	０
大原	０	１	１	１	０	３	６
さつき台	１	０	０	０	０	０	１
ﾚｸｾﾙﾌﾟﾗｻﾞ守谷	０	１	０	０	３	０	４
その他	２	２	３	０	２	１	１０
計	１７４	２４３	２２４	２１９	１９８	１９０	１２４８

■方策案

案	内容
通学区域の変更	一部の地区を黒内小学校以外の通学区域に変更するもの。ただし、変更後３年間は黒内小学校への就学を選択できることとする。
特定地域選択制の拡大	松並青葉地区以外の地区も特定地域に指定し、スクールバスで御所ケ丘小学校又は郷州小学校への就学を選択できるようにするもの。

３　次回の部会について

（１）日時

令和７年９月中

（２）テーマ

適正化方策について

・令和８年度入学児童の学校選択状況

・方策案の検討

別紙1

◎黒内小学校の通学区域（自治会・町内会別）

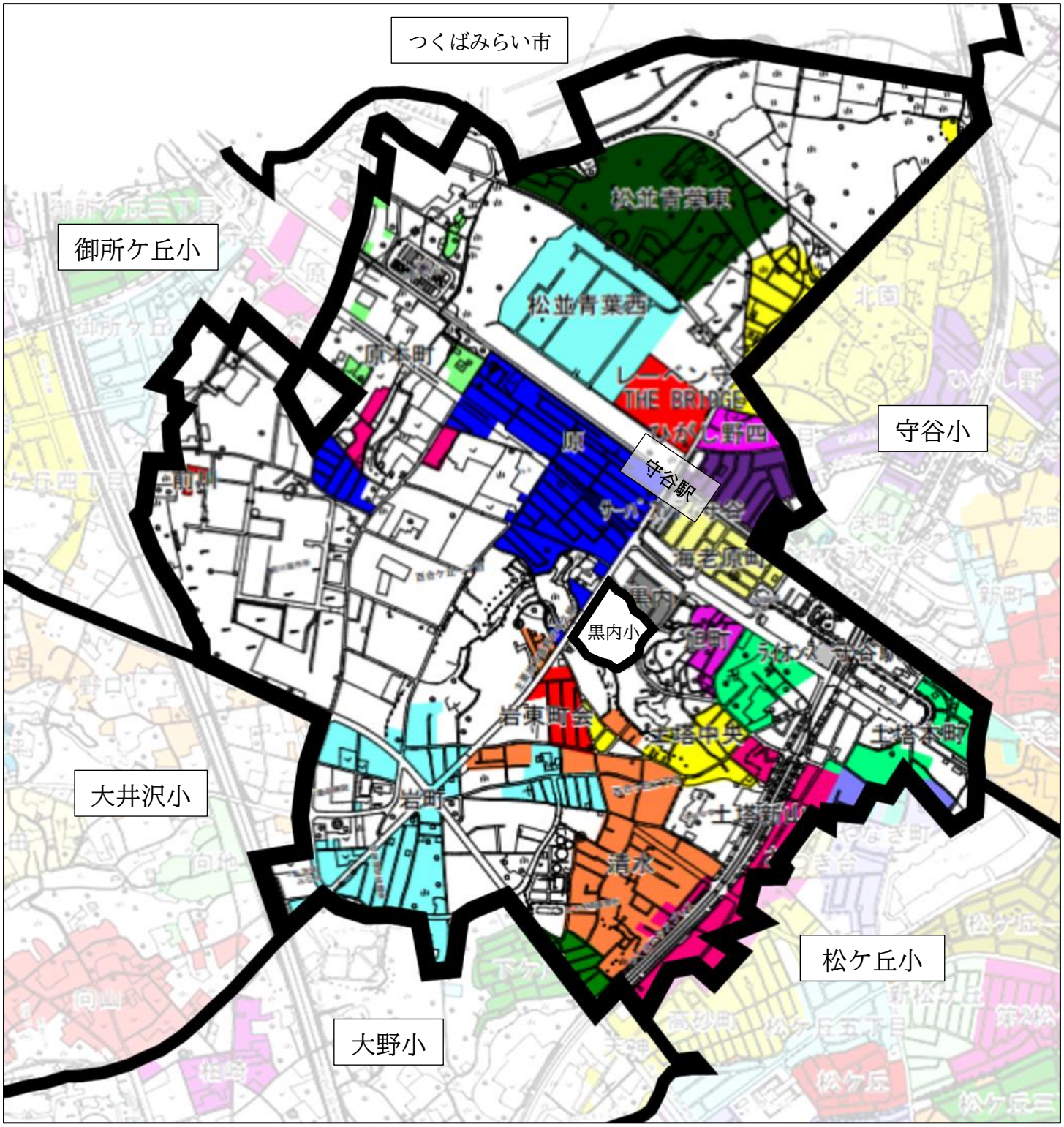

別紙2

■児童数推計（住民基本台帳）

	自治会・町内会	小学校児童数（見込み）				
		2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
1	旭町	3	4	4	6	5
2	清水	97	86	78	72	64
3	岩町	43	47	38	32	29
4	岩東町会	15	14	16	12	14
5	原	96	93	85	72	57
6	大原	6	0	0	0	0
7	原本町	8	9	6	6	5
8	北園	17	22	21	21	18
9	さつき台	1	1	2	2	2
10	土塔本町	17	19	19	21	21
11	土塔新山	44	46	49	46	53
12	土塔中央	10	10	13	15	15
13	ひがし野一丁目	15	22	23	22	22
14	ひがし野四丁目	27	27	25	26	32
15	松並青葉一丁目	324	344	364	367	352
16	松並青葉二丁目	256	278	269	258	246
17	松並青葉三丁目	94	96	114	124	130
18	松並青葉四丁目	60	77	73	75	77
19	中央一丁目	76	68	65	58	56
20	中央四丁目	19	14	17	20	20
21	下ケ戸	6	4	4	4	4
22	前川	0	0	0	0	0
23	レクセルプラザ守谷	4	4	4	4	4
24	その他	10	9	7	7	4
黒内小学校区		1,248	1,294	1,296	1,270	1,230

■学年別普通学級数（各年度5月1日時点）

学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
大井沢小学校	R5	2	2	3	2	2	2	13
	R6	2	2	2	3	2	2	13
	R7	2	2	2	2	3	2	13
大野小学校	R5	1	1	1	1	1	1	6
	R6	1	1	1	1	1	1	6
	R7	1	1	1	1	1	1	6
高野小学校	R5	1	1	1	1	1	2	7
	R6	1	1	1	1	1	1	6
	R7	1	1	1	1	1	1	6
守谷小学校	R5	3	4	4	4	4	4	23
	R6	3	3	4	4	4	4	22
	R7	3	3	3	4	4	4	21
黒内小学校	R5	7	7	6	5	5	5	35
	R6	7	7	6	6	6	5	37
	R7	5	7	7	6	6	6	37
御所ケ丘小学校	R5	2	2	2	2	2	2	12
	R6	2	2	2	2	2	2	12
	R7	2	2	2	2	2	2	12
郷州小学校	R5	2	2	2	2	2	1	11
	R6	2	2	2	2	2	2	12
	R7	3	2	2	2	2	2	13
松前台小学校	R5	1	2	2	2	2	2	11
	R6	2	1	2	2	2	2	11
	R7	2	2	1	2	2	2	11
松ケ丘小学校	R5	3	3	3	3	4	4	20
	R6	3	3	3	3	3	4	19
	R7	3	3	3	3	3	3	18